多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	155パーセント以上
★★★★	128パーセント以上155パーセント未満
★★★	100パーセント以上128パーセント未満
★★	70パーセント以上100パーセント未満
★	70パーセント未満

7―3の表を次のように改める。

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	198パーセント以上
★★★★	165パーセント以上198パーセント未満
★★★	133パーセント以上165パーセント未満
★★	100パーセント以上133パーセント未満
★	100パーセント未満

13―3の表を次のように改める。

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	188パーセント以上
★★★★	159パーセント以上188パーセント未満
★★★	129パーセント以上159パーセント未満
★★	100パーセント以上129パーセント未満
★	100パーセント未満

○国土交通省告示第百八十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月二十五日

国土交通大臣　大畠　章宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1119	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）御成門プロジェクト」の構造方法に応じて評価する方法	1―4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	平成23年2月15日

○東北地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月二十五日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十一年建設省告示第千百四十一号県中都市計画、本宮都市計画及び県南都市計画下水道事業阿武隈川上流流域下水道（県中処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十一年七月二十九日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四　号　郡山市若葉町三〇二番二から同市若葉町三〇二番一まで　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年二月二十五日

○関東地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日　関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百九号　川崎市川崎区殿町一丁目一六番二地内　関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年二月二十六日

○関東地方整備局告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月二十五日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第百六十七号小平都市計画道路事業三・三・八号府中所沢線及び東村山都市計画道路事業三・三・八号府中所沢線

三　事業施行期間　自平成十七年三月二十九日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日

中国地方整備局長　福田　功